

介護予防通所サービス 短時間利用の料金単価の新設による ケアマネジメントの取扱いについて

1. 概要

「介護予防通所サービス」について、サービス内容に応じた利用者負担を目的として、利用時間が3時間未満の利用者について、料金単価を新設します。

| | 区分 | 対象者（利用者） | 報酬単価 | 利用者負担月額 (1割負担を想定) |
|-----|-------|-------------------------|-------|----------------------|
| 現行 | — | 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) | 1,798 | 1,896円 |
| | | 要支援2(週2回程度) | 3,621 | 3,817円 |
| 改正後 | 3時間以上 | 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) | 1,798 | 1,896円 |
| | | 要支援2(週2回程度) | 3,621 | 3,817円 |
| | 3時間未満 | 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) | 1,528 | 1,611円(△285円) |
| | | 要支援2(週2回程度) | 3,078 | 3,245円(△572円) |

2. 施行

2025(令和7)年4月1日

3. ケアマネジメントの取扱い

「時間短縮型（3時間未満）での利用」とするためだけに新たにケアプランを立て直す必要はありません。ケアプラン更新時に随時ケアプランに記載してください。

記入例) 「介護予防通所サービス(時間短縮型)」

しかし、4月以降どちらの区分での請求となるか(どちらのサービスを利用するか)については、ケアマネジャー・事業所・利用者の3者で相談の上、**4月のサービス利用開始までに必ず決定**しておいてください。

4. サービスコードについて

3月以降に、「[介護予防・日常生活支援総合事業](#)」のページに掲載いたします。

5. 参考資料・リンク

- ・ [神戸市：介護予防通所サービス \(kobe.lg.jp\)](http://kobe.lg.jp)
- ・ [事業所からの質問回答](#)